

第 1 1 1 号議案

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例
足立区の債権の管理等に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次の 2 号を加える。

（ 5 ） 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 2 5 年法律
第 1 4 4 号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、
支払が困難であると認められるとき。

（ 6 ） 特別な事情があるため徴収の見込みがないと区長が認めると
き。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

債権を放棄することができる場合を追加する必要があるので、この条
例案を提出いたします。